

平成22年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市戸部本町地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

(1) 施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

地域の皆様に、ご利用いただく施設として、安心して、安全にご利用いただけるよう空調設備、消防設備、エレベーター等の点検を定期的に行います。また、気持ちよく、ご利用していただけるよう清掃等を十分に行い、衛生面や備品の管理も徹底いたします。職員も日常的に点検を行います。

イ 効率的な運営への取組について

法人本部と連携し、業務の役割分担を図りながら、事務の効率化に努めます。特に、委託業者選定にあたっては法人本部での電子入札を活用し、経費削減を図ります。

なお、法人において、複数の地域ケアプラザの管理運営を行っているメリットを生かし、各ケアプラザと情報を共有することにより、より一層の運営の効率化、経費の節減を図ります。

ウ 苦情受付体制について

法人の定める苦情解決規則に則り、地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置して、ご利用者からのご意見、ご要望、また苦情等に対応します。

また、法人では公正・中立の立場からあつせん、調整を行う第三者委員会を設置し、苦情の適正な解決に向けて取り組み、また、毎月サービス向上委員会を開催して苦情の分析を行っております。その取り組みの結果は毎月の会議において、職員に周知し、お客様の苦情やご意見から多くを学び、お気持ちに添ったサービスが提供できるように役立ててまいります。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

地域ケアプラザでは地震、火災等の災害時の備えとして、防災対応マニュアル、消防計画等を策定し、また年2回の防災訓練を通して、緊急時に地域ケアプラザ職員がマニュアルに則った適切で迅速な対応がとれるよう体制を整えております。

特に、防災訓練のうち1回は、複合施設であるため、戸部ハマノ愛生園と合同で実施いたします。

また、災害時に備え、応急備蓄品を貯蔵、定期的に確認をしております。

オ 事故防止への取組について

通所介護等におけるサービス提供については、毎朝のミーティングや月1回のスタッフ会議においてお客様の状況・情報を共有し、事故の防止に努めます。また、リスクマネジメントについて研修を実施し、職員同士で学びあい、実践面で役立つようにいたします。

ケアプラザ内においては、設備（空調・消防・エレベーター）点検・清掃・備品の管理を徹底し、ご利用いただく方の安全に努めます。特に、エレベーター・ガス器具の管理は念入りに行います。不具合には早急に対応します。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

法人で定めた個人情報保護規程に則り、個人情報の管理に関する担当者、責任者を定め、また、法人本部で実施される個人情報保護、情報セキュリティ研修に職員を受講させ啓発に努めるとともに、全職員に向け所内研修を実施します。

実際の個人情報の取り扱いとしては、契約書・記録等の書類やフロッピーディスク等については、施錠可能な保管庫で保管をすることとし、また、パソコン等のデータ管理については、システムセキュリティやパスワード使用等を徹底しております。

書類等を携帯しての外出が必要な場合には、最小限の情報のみを、個人が特定できないように工夫をして携帯するように徹底いたします。

特に、社会的に個人情報漏えいが多発している状況への防止対策として、下記の工夫を常時行います。

- ① F A Xの誤送信防止のため、F A X送信時は、2人対応とし、F A X番号を指差し確認の上、送信します。
- ② デイサービスのお客様記録書については、デイスタッフ・看護師・生活相談員で3段階チェックをしてお返しし、常に緊張感をもって取り扱います。
- ③ 手渡しするものや郵送物は、日付・場所・対応者がわかるようにダブルチェックをします。

貴重な個人情報を取り扱っていることを常に認識し、管理の徹底に努めます。

キ 情報公開への取組について

法人で定めた情報公開規程に則り、情報開示請求のあった場合には適切に対応できるように整備しております。

また、ホームページを活用して各種事業に関する情報などを幅広く市民の方に提供いたします。

ク 環境等への配慮及び取組について

日常からゴミの削減、分別の徹底・コピー用紙の裏面使用等、ゴミを出さないよう、無駄がないように配慮し、横浜G30プランの推進に努めます。また、ケアプラザまつりの際には資源循環局西事務所職員の方に協力をいただき、広く市民に向けゴミの削減をアピールしていただく予定であります。日頃から節電・節水を心がけ、エアコンの適切な設定温度にも気を配る等の省エネルギー対策にも取り組みます。公共の施設として、地域に向けても横浜G30やクールビズ・ウォームビズの情報発信を行います。

また、植栽については、地域の障害者地域作業所の方の仕事の場として、水まきなどの管理をお願いして、植栽の花木を住民の方々に楽しんでいただきます。

(2) 職員配置・育成について

ア 職員体制について

事業ごとの専門に応じて、一定の資格が必要であるため、それぞれ資格要件及び人員配置基準に従い職員を配置します。

また、全職員が担当事業に限らず、地域ケアプラザの職員として、地域住民の多様な問合せに対応できるよう、情報の共有化と知識・技術の向上を目指した研修や会議を実施いたします。

イ 職員の研修計画について

専門集団であることを自覚し、サービスの向上と専門性の向上を目指した研修を行います。

①法人本部・ケアプラザがそれぞれの年間研修計画を立て、職種・階層ごとに計画的、効果的に実施します。

②外部研修を活用し、職員の自己研鑽を支援いたします。特に、各専門職が技術や知識を向上できるような研修に派遣します。

ご利用者や地域の皆様に、正しい専門知識と技術をもって対応できるように、会議の場などを活用してミニ研修も随時行ってまいります。

(3) 事業内容

ア 関係機関との連携について

第2期 西区地域福祉保健計画・西区社会福祉協議会・西区社協福祉プラン・各地区社会福祉協議会の事業計画等を理解し、その遂行に向け関係機関と連携してまいります。

また、地域住民の方に対するサービス向上のために、地域の特性をより深く理解して的確なサービスが提供できるように、積極的に地域へと訪問活動を行います。

イ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域との連携を重視し、地区社会福祉協議会、町内会、各地区民生委員会などとの関係を密にするように心がけ、地域の一員として協働してまいります。積極的に地域に向いて、地域の方々の抱える課題などの情報収集を行います。また、「地域のためのケアプラザ」であることを広く地域の皆様にご理解いただけるように機会あるごとに情報発信をいたします。

自主事業については、ボランティアの会などのさまざまな会を利用して地域ニーズの把握に努め、地域ニーズに合った事業展開をいたします。また、介護予防についても楽しくて参加しやすいメニューの開発に取り組みます。

自主事業や地域の情報等については、ケアプラザの地域版広報紙、各種会議参加時やおまつり等での配布、ケアプラザ前の掲示板、あるいはホームページ上で、それぞれの対象者に合った方法で広く地域に発信・配布いたします。特に若い世帯向けにホームページでの発信とケアプラザ近隣の方に大いに関心を持ち参加いただきたいの思いから掲示板には力を入れていきます。

ウ 地域福祉のネットワークの構築について

区や地域の社会福祉協議会、民生委員・児童委員会などの会議に出席し、ネットワーク構築のための下地となる関係作りに努めます。地域の抱えるさまざまな課題解決に向けてそれぞれが役割を発揮できるように、また、役割を超えて連携することによってよりよい解決が導かれるようにネットワーク作りに努めます。また、西区内の他地域ケアプラザと協力しながらより広く大きな視点から地域の課題が解決できるように連携に努めます。

エ プラザの各機能を活用した、地域の福祉保健に関する拠点としての機能の発揮について

地域ケアプラザは、横浜市からの委託事業（地域包括支援センター・地域活動交流事業）と介護保険事業（居宅介護支援事業・通所介護事業）の2つの機能を有しています。このため、両事業の特性を活かしながら、各制度の限界を各々の事業間で補完し合い、地域の課題に対してより効果的に応えられるように協働作業をしてまいります。ケアプラザ内に地域包括支援センターを設置していることから、行政との連携がスムーズであるという利点を活用した事業展開に努めてまいります。

オ プラザ内の各部門間の情報共有の方法、連携等について

地域包括支援センター事業・地域活動交流事業・居宅介護支援事業・通所介護事業という4事業の連携・職員間の協力が必須であることを各人が深く理解し、職員は「戸部本町地域ケアプラザ」というチームの一員であり、チームとしての関わりができるように努力いたします。隔週に実施している所内会議の場で、情報を共有し、検討事項を協議し、地域ケアプラザとしての方針を決定して各職員が共通認識を持ち業務に当たります。また、事業別の会議も毎月、実施し各サービスの向上に努めます。

● 地域活動・交流事業

ア 地域の現状（課題）及び、これに対する施設の基本的な取り組みについて

○ 高齢者への対応

高齢者が多い地域ですが、介護保険等のサービス利用が必要であるにもかかわらず、ぎりぎりの状態までサービスを利用されない方がおられます。また、介護保険サービスそのものを知らない方も多いのが状況です。

このため、地域の方からの情報等により、地域包括支援センターと連携し、高齢者の方への情報提供や支援に取り組めます。また、介護予防についても、地域ケアプラザの事業を紹介、お誘いをして、介護予防の理解を深め、意識して取り組んでいただけるように努めます。

○ 乳児・幼児への対応

近年、マンションが増え、乳幼児をもつ若い世帯が増えています。母親の仲間作りや交流、地域における親子の遊び場や居場所作りが課題となっています。このため、地域における子育てや地域への要望等を自主事業やさまざまな団体とのネットワークを利用して把握するとともに、課題解決に向けた事業を行ってまいります。

○ 団塊世代への対応

当地域ケアプラザは、みなとみらい地区も担当エリアとなっています。このエリアには、団塊の世代が多く居住しており、退職後の居場所作りが課題となっています。退職後の居場所を作ると共に地域の担い手となる人材育成のために、団塊世代の方を対象にしたボランティア講座・育成のための事業に積極的に取り組めます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域ケアプラザは横浜市の委託事業を受け、地域の課題に関して包括的に取組んでいく役割を担っています。その役割を効果的かつ有効に機能させていくためには福祉保健活動団体の協力を得ることが肝要となります。福祉保健活動団体の機能を強化し、さらに地域への貢献ができるように、ケアプラザ内の貸室を広く地域の福祉保健団体へ貸し出して有効に活用していただけるようにPRを行い、稼働率向上に努めます。

ウ 運営協議会の開催時期・議題について

第1回 平成22年6月22日(火) 10:00～11:15

議題

第1号議案 平成21年度下期事業報告について

第2号議案 平成22年度事業計画について

第3号議案 ケアプラザまつりについて

第2回 平成23年1月ごろ(予定)

議題

上半期の報告

運営協議会は、地域の代表の方々に向けて、地域ケアプラザにおける事業計画・事業報告を行います。また、皆様よりご意見・ご要望をお伺いし、地域の福祉・保険事業を担う地域ケアプラザとして、よりよい運営ができるように取組んでまいります。

エ ボランティア育成及びコーディネートについて

自主事業や通所介護サービスは、多くのボランティアの方々の貴重なご協力を得て実施しております。現在登録中のボランティアの方には、情報ラウンジの開放、ボランティア同士の交流やネットワーク作り、また、いきいきポイント活動への参加により、ボランティア活動への意欲向上へとつなげてまいります。今後も地域ニーズに対応したさまざまな事業を円滑に実施するために、より多くのボランティアの育成を目指し、自主事業の終了者を活動へとつなげていきます。

オ 貸し館の稼働率目標、及び利用促進策について

当地域ケアプラザの立地として、京浜急行線戸部駅から徒歩2分・相鉄線平沼橋駅から徒歩7分と駅から近いこと、また、平坦地であることから高齢者や子育て中の方にも利用希望が多いことが特徴としてあげられます。

- ・多目的ホールは、8割以上の稼働率を目指します。また、貸室全体としては、6割の稼働率を目指します。特に、比較的空きのある夜間帯の利用を呼び掛けていきます。
- ・ボランティアルーム、地域ケアルーム等の小部屋については、地域の会議等での利用促進を目指し、諸団体へ広報・声かけを行っていきます。

カ 福祉保健活動(インフォーマルサービス)の開発・新たな地域福祉の担い手の育成のための自主事業の展開について

地域の抱える諸問題を地域住民が自ら取り組み解決をしていけるように、子育て世代の悩み等を解決するための事業や、団塊世代の居場所づくりや地域参加につながるような事業を展開し、地域の中から新たな人材を育成していきたいと考えています。また、世代を超えて参加できるような事業、学齢期のボランティアの受け入れも行います。

キ 区行政との協働について

常に第2期 西区地域福祉保健計画を意識し、計画に基づいた事業を展開してまいります。各地域の目標達成に向け、ケアプラザ連絡会や地区別懇談会などの機会を活用し、区や地域の皆様のご意見をいただきながら協力し、協働して業務を遂行いたします。

● 地域包括支援センター事業

ア 地域包括支援センターの役割の周知や活用に関する工夫について

- ①相談事業での訪問時や事業を実施する際・地域の食事会・会議やおまつり、事業所への挨拶回り等々の機会に、地域包括支援センターの役割や3職種の職務について、わかりやすく説明いたします。また、ケアプラザを身近に感じていただけるように職員による「南京玉すだれ」の披露も行います。
- ②必要な場合は職員が地域に出向いて出前講座を行い、地域包括支援センターの説明や活用法をご案内いたします。
- ③地域包括支援センターのPRとして、チラシやホームページ、掲示板の作成を行い、さまざまな世代の地域の皆様に広くご案内をいたします。
- ④地域には積極的に出かけて情報収集を行い、また、地域活動交流事業担当者とも連携をとりながら、地域とのパイプを最大限に活用するように配慮しながら事業を展開します。楽しく参加でき効果がある事業を実施していきます。

イ 介護予防の推進や地域づくりのための具体的方策について

- ①地域支援事業（体力向上プログラムなど）の実施に関しては、担当者をケアプラザの全職員がバックアップをしていきます。そのために、すべての職員が介護予防の知識を深め、地域支援事業対象者の把握に努めてまいります。
- ②地域ケアプラザ独自で作成した「元気である為の自己チェック」を用いて、日常生活の中から介護予防の意識を持っていただけるように活動、広報をいたします。
- ③包括的・継続的ケアマネジメントとして、医療関係者とのネットワークづくりに取り組みます。
- ④各地区社会福祉協議会との連携に努め、総会・研修会等に出席し、協働で多方面から地域づくりに取り組みます。
- ⑤西区地域の集いや地区別懇談会への出席により、西区や担当地地域の課題の把握に努め、その中から介護予防につながるような情報を得て、事業として展開してまいります。

ウ 介護予防ケアマネジメント事業

□ 介護予防ケアマネジメントの実施目標について

高齢者自らが、日常生活の中で自立の意識を持てるよう、お客様の立場に立って一緒にケアプランを検討し、実現可能なプラン作成に取り組んでまいります。また、介護予防の重要性を認識したケアマネジメントの技術向上に努めます。

- ①担当職員が自立支援について正しく理解し、お客様の自立した生活につながるようなプラン作成に努めます。
- ②お客様の意欲が向上し、生き生きとした生活が実現できるように、コミュニケーション技術の向上に努めます。
- ③介護予防ケアマネジメントへの対応が適切にできるように体制づくりに努めるとともに、研修を充実させ、自己研鑽に励みます。

□ 特定高齢者の候補者数を把握するための方法、手段について

(高齢者の食事会等、民生委員との連絡会などを活用して)

- 西区福祉保健センターや民生委員との連携をより密にすることで把握に努めます。
- これまで把握している相談事業の対象者や自主事業の参加者に個別チェックシートをすすめて把握いたします。
- 平成22年度特定高齢者を把握するためのルートの構築について
 - プラザの広報紙や掲示板、ホームページなどに介護予防の取組を掲載し、広く地域の方に広報します。
 - 自主事業の中で積極的にチェックシートを活用します。また、特定高齢者候補者の情報を区と共有することにより把握に努めます。
 - 地域のおまつり・高齢独居者の食事会・地区社会福祉協議会の研修等で介護予防についての広報を行い理解の促進に努めるとともに把握に役立てます。

エ 総合相談・支援事業

- ① 民生委員や福祉保健活動団体関係者の皆様と顔の見える関係づくりを常日頃から心掛け、協力が得られるように努めます。
- ② 潜在的なニーズ発掘と地域の実態把握のため、「らいぶステーション」への出張相談を継続して行います。
- ③ 西区で行われている「ケアプラザ会議」・「包括の担当者会議」及び西区との月1回の定例カンファレンスを活用し、幅広く情報を得て、地域ケアプラザならではの迅速で各職種が協働で働きかける相談支援事業を行います。

オ 権利擁護事業（現状・被保険者への虐待防止・早期発見等）

- 早期発見・虐待防止に向けての工夫等
(ネットワーク構築、認知症高齢者世帯への支援、介護者支援など)
- ① 西区が主催する「処遇困難事例検討会」に積極的に参加し、事例やケースごとの処遇方法を共有し、協働することに依り、より良い解決方法を目指してまいります。
- ② 地域のネットワークづくりとして、個別ケースを中心に関係機関とのカンファレンスを随時行います。
- ③ 権利擁護の啓発講座を西区役所・地域包括支援センター・あんしんセンター共催で実施し、権利擁護について分かりやすく理解していただくための事業に取り組みます。

カ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ① 地域のケアマネジャーのネットワークづくりや質の向上を目指し、西区ケアマネ研究会の役員会・定例会等に積極的に出席し、地域のケアマネジャーの情報を得て具体的な助言や支援を行います。また、個別の相談にも応じ、よりよい解決を目指します。
- ② 勉強会サロンを開催し、地域のケアマネジャーの情報交換の場や自己研鑽の機会を提供しつつ、地域包括支援センターの役割について説明し、広い視野からケアマネジメントする視点を学んでいただきます。
- ③ 地区の民生委員・児童委員と顔の見える関係づくりをすすめて、個別ケースでの連携を深め、地域のお客様により添った解決を見出します。また、日頃から各種の地域行事等に積極的に参加し協力できる体制を整えていきます。
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の年間計画については、四半期ごとに評価・計画の見直しを行い、より実戦的な計画立案を図ります。

キ 介護予防事業

地域の皆様が要支援・要介護状態にならないように、いつまでも健康で生き生きと過ごしていただくために「にこにこしにあセミナー」（介護予防講座）を年3回開催します。

- ①手軽に続けられる健康体操やフットケアを行い、筋力アップ、転倒防止をはかります。
- ②口腔ケアの大切さを学んで、おいしく食事を食べ、肺炎等を防いで健康維持に役立っていただきます。
- ③特に高齢者の栄養バランスのとりかた、おいしく食べるヒントを学んで、日頃の食生活に役立っていただきます。

以上のような内容をできる限り多くの参加者に楽しく学んでいただけるように工夫を重ねて実施します。

ク 介護予防支援業務の取り組みに関する考え方（実施体制等）

《職員体制》

兼務	地域包括支援センター	保健師職担当看護師	1名
		主任ケアマネジャー	1名
		社会福祉士	1名
専任	非常勤職員	介護支援専門員	1名
兼務	非常勤職員	介護支援専門員	1名

《目標に対する取組状況》

ご利用者の自立に向けた目標志向型ケアプラン作成を心がけ、サービスの導入に当たっては明確な目標設定を行いながら、当該サービス提供期間毎に評価を行います。要支援1・2の既成サービスに該当しない方については、地域包括支援センターや地域活動交流事業などと協力し、他サービスの情報の中から適切なサービスを紹介いたします。

特に、独居の方に対しての見守りは、介護保険制度以外でも他の職種と協力して行ってまいります。

《実費負担（徴収した場合は項目ごとに記載）》

- 担当者もしくは居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）をいただきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 要支援者・特定高齢者を対象とした介護予防コーラス事業を実施し、多くの方が楽しく参加し効果をあげています。発表の場を設けて一層の励みとして頂きます。
- 地域包括支援センター3職種が常に共通認識を持てるよう、所内で定期的に会議を行い、また、日常的にも必要時には協力して、個別ケースの共通把握や理解に努めており、安心して相談いただける体制となっています。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
123	125	128	130	132	134
10月	11月	12月	1月	2月	3月

● 通所介護事業

《提供したサービス内容》

- 通所介護計画の作成・生活指導（相談援助等）・機能訓練（日常生活動作訓練）・介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）・健康状態の確認・送迎・食事・入浴についてのサービスを提供いたします。また、プランに即して、個別機能や口腔機能向上のためのプログラムを実施します。
- ・通所介護サービス計画の作成にあたっては、ご利用者やご家族の意思を尊重し心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者が自立した日常生活を営むことができるように配慮します。計画の作成にあたり、ご利用者宅を訪問してじっくりとお話を伺い状況調査を行います。
- ・サービス提供にあたっては、介護支援専門員や関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、要介護状況の軽減もしくは悪化の防止又は、要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

○1割負担分

（要介護1）	708円
（要介護2）	825円
（要介護3）	942円
（要介護4）	1,059円
（要介護5）	1,176円

○加算

サービス提供体制強化加算	13円
入浴加算	53円
個別機能訓練加算	29円
口腔機能向上加算	157円

○食費負担 650円

《事業実施日数》 週 6 日 （月曜日～土曜日）

《提供時間》 10:00～16:15

《職員体制》	管理者	1名
	生活相談員（介護職員兼務）	4名
	看護職員	5名
	介護職員	18名
	機能訓練指導員	5名
	調理員	6名
	ドライバー	4名

《目標》

ご利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した生活が営めるようにサービスを提供いたします。また、サービスの提供にあたっては、サービス担当者会議等の検討により、対応方針を決定し、ご利用者に合った計画を立てて実施いたします。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

○お客様一人ひとりへの個別対応への取組み

- ・自立支援を念頭に置き、お客様一人ひとりの能力に添った援助を行います。
- ・個別機能訓練計画書を基に、機能訓練指導員が個別に機能訓練を実施いたします。今年度は特に下肢筋力の強化に取り組んでまいります。
- ・看護師により、食事前には嚥下体操、食後には菌みがき指導等を行い、口腔ケアに力を入れていきます。

- ・書道・折り紙・ぬり絵など、個別に、楽しくて心身の活性化にも連なるレクリエーションプログラムを用意します。
- ・ホットプレートを使用した調理訓練レクリエーション、シルバー体操指導員によるリハビリ体操など、レクリエーションプログラムの中にも機能訓練の要素を盛り込んで楽しく行っていきます。

○入浴

- ・ゲルマニウム温浴を導入し、温泉気分の入浴を楽しんでいただきます。また、季節行事として、しょうぶ湯やゆず湯も楽しんでいただきます。

○お食事

- ・厨房スタッフが栄養バランスを考えた献立を作成し、手作りで提供いたします。また、毎月テーマを決めて、バラエティに富んだ季節を取り込んだ食事をおいしく召し上がっていただく工夫も怠りません。お誕生日週間には、和菓子や洋菓子を取り寄せていつもとは違った味を楽しんでいただきます。

○スタッフ教育

- ・毎月、ナース会議、スタッフ会議、厨房会議を実施し、情報を共有するとともにより良いサービスを提供するために話し合いを行います
- ・介助する側もされる側も安全な介助方法をスタッフ全員が研修で学びます。
- ・スタッフ一人ひとりが指示を待つのではなく、自分で考え・行動できるよう、知識や技術向上のための研修等を実施します。

○関係機関・地域連携

- ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所と連携を図り、お客様のニーズ・身体状況に合った適切なサービスが常に提供できるよう努めます。
- ・地域の方（民生委員など）や各居宅介護支援事業所に、当地域ケアプラザのデイサービスを知っていただけるよう、地域に赴きPR等に取り組んでいきます。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
650	660	670	670	670	670
10月	11月	12月	1月	2月	3月
680	680	660	650	650	670

● 介護予防通所介護

《提供したサービス内容》

- 介護予防通所介護計画の作成、生活指導（相談援助等）・機能訓練（日常動作訓練）・介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）・健康状態の確認・送迎・食事・入浴についてのサービスを提供します。また、ご希望に応じ、運動器機能や口腔機能向上のためのプログラムを実施します。
- ・介護予防通所介護サービス計画の作成にあたっては、ご利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者が自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。必要に応じてご利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- ・サービス提供にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス・ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状況の軽減もしくは悪化の防止に十分配慮します。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

○1割負担分

（要支援1）	2, 327円
サービス提供体制強化加算（1）	51円
（要支援2）	4, 549円
サービス提供体制強化加算（1）	101円

○加算

運動器機能向上加算	236円
口腔機能向上加算	157円

○食費負担	650円
-------	------

《事業実施日数》 週 6 日 （月曜日～土曜日）

《提供時間》 10:00 ～ 16:15

《職員体制》	管理者	1名
	生活相談員（介護職員兼務）	4名
	看護職員	5名
	介護職員	18名
	機能訓練指導員	5名
	調理員	6名
	ドライバー	4名

《目標に対する取組状況》

ご利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じたサービス提供ができるよう、サービス担当者会議等の検討により、対応方針を決め、ご利用者に合った計画を立てサービス提供を行います。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

○お客様お一人おひとりへの個別対応の取組み

- ・自立支援を念頭に置き、お客様一人ひとりに添った援助を行います。
- ・運動器機能向上計画書を基に、機能訓練指導員が運動器機能向上のための訓練を実施いたします。とくに下肢筋力の強化に取り組めます。
- ・看護師が食事前に嚥下体操、食後には歯みがき指導等を行い、口腔ケアに力を入れ、口腔内の健康に努め、おいしく食事を召し上がっていただけるように支援します。

○入浴

- ・ゲルマニウム温浴を導入し、温泉気分に入浴を楽しんでいただきます。また、季節行事として、しょうぶ湯やゆず湯を楽しんでいただきます。

○お食事

- ・厨房スタッフが栄養バランスを考えた献立を作成し、手作りで提供します。毎月テーマを決めて、バラエティに富んだ季節を取り込んだ食事を提供します。また、お誕生日週間には、和菓子や洋菓子を取り寄せて手作りとはまた違った味を楽しんでいただきます。

○スタッフ教育

- ・毎月、ナース会議、スタッフ会議、厨房会議を行い、情報の共有、技術の向上を図ります。
- ・安全でお客様自身の能力を利用した介助方法の研修を実施いたします。
- ・スタッフ一人ひとりが指示を待つのではなく、自分で考え・行動できるよう、知識や技術向上のための研修等を実施いたします。

○関係機関・地域連携

- ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所と連携を図り、お客様のニーズ・身体状況に合った適切なサービスが常に提供できるように努めます。

- ・地域の方（民生委員など）に、デイサービスを知っていただけるよう、地域に赴きPR等に取り組みます。

《利用者目標（契約者数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
15	15	16	16	16	16
10月	11月	12月	1月	2月	3月
15	15	16	16	15	15

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

	管理者（介護支援専門員兼務）	1名
常勤	介護支援専門員	2名
非常勤兼務	介護支援専門員	1名

《目標》

(1) 在宅生活の支援への対応

ケアプランの作成にあたっては、ご利用者のみなさまの心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを目指し、社会資源等を活用したケアプラン作成に努めます。

(2) 公正中立な立場により多様で総合的なサービス調整への対応

行政機関や地域の保健・医療・福祉サービス事業者、ボランティア団体等、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように、公正中立な立場に立ちケアプランを作成し、サービス事業所等との連絡調整をサービス担当者会議等で行いながら、ご利用者・ご家族に目標に向けて励みとなるようなケアプラン作成に努めます。

要介護認定等との申請に係る相談・助言及び申請ができない場合は代行、ケアプラン作成、サービス事業所等及び関係行政機関等との連絡調整、ケアプランの実施状況の把握、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うため、ご利用者宅の訪問やサービス担当者会議等を法令に則り、適切に行います。

《実費負担（徴収した場合は項目ごとに記載）》

通常のサービス提供地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、ご利用者、又はご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨、文書に署名、押印をいただきます。その上で以下の方法で実費をいただきます。

① 公共交通機関を利用した場合

公共交通機関の運賃分となります。また、作成した明細書等により請求します。

② 自動車を利用した場合

プラザより片道6.5km未満は無料とし、6.5km以上は10kmごとに160円をいただきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

地域ケアプラザの居宅介護支援事業所であることを大いに活用し、地域包括支援センター、区役所の担当者、サービス事業者等との連携を十分に行い、ケアマネジメントに取り組みます。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
85	85	83	83	84	85
10月	11月	12月	1月	2月	3月
85	85	83	83	83	84

<以上>

平成22年度 自主事業計画書

横浜市戸部本町地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
若年期認知症ミニデイサービス「わたぼうし」	目的：若年期認知症の方への居場所・他者との交流の場の提供及び、ご家族へのレスパイト 内容：ボランティアを主体とするミニデイサービスの提供	毎月第3水曜日 年12回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
介護者の集い	目的：介護者同士の交流の場の提供 内容：集い（親睦・情報交換）や見学会・癒しのレクリエーション	年6回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
介護予防コーラス「にこにこ隊」	目的：介護予防 内容：コーラス	毎月第2・4月曜日 年24回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
よろずや戸部本町	目的：出張相談会によるニーズの発掘・ケアプラザの周知 内容：藤棚らいぶステーションへ出向いての相談事業	偶数月第4木曜日 年6回

平成22年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名: 戸部本町地域ケアプラザ

平成22年4月1日～平成23年3月31日
(単位: 千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター				居宅介護支援	通所介護	予防通所介護
			包括的支援	介護予防事業		介護予防支援			
					地域包括支援センター 相談体制強化事業				
収入	指定管理料収入	18,527	23,398	536					
	介護保険収入					8,093	14,585	85,786	8,079
	その他								
	委託料(地域包括支援センター相談体制強化事業)				0				
	補助金収入	96							
	認定調査						709		
	積立金取崩収入	0						145	
	その他	509	108				478	2,133	
	収入合計(A)	19,132	23,506	536	0	8,093	15,772	88,065	8,079
支出	人件費	11,994	21,436	0	0	1,508	16,946		51,819
	事務費				0				
	事業費	2,919	2,011				1,599		12,426
	管理費	6,524	1,725						7,061
	その他								
	居介支委託分					2,230			
	修繕積立金								789
	その他								486
他会計区分繰入								21,173	
	支出合計(B)	21,438	25,172	536	0	3,738	18,545		93,754
	収支 (A) - (B)	-2,306	-1,666	0	0	4,355	-2,773		2,390

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等他の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載してください。